

# 質 疑 回 答 書

令和2年7月29日

工事名称： 佐賀大学（本庄町3）体育館改修その他電気設備工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
1	特-01		4. 工事項目に動力設備に●及び一式と記載しておりましたが、本工事には該当工事はありません。 修正図面 特-01を参照ください。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

佐賀大学（本庄町3）体育館改修その他電気設備工事			
I 工事概要			
1. 工事場所 佐賀県佐賀市本庄町大字正里4-2（佐賀大学本庄町3団地構内）			
2. 完成期限 令和3年2月17日			
3. 建物概要			
建物名称	体育館		
工種	模様替		
構造	S		
階数	1		
建築基準法による	建築面積(m <sup>2</sup> )	645.82	
	延べ面積(m <sup>2</sup> )	599.45	
消防法施行令別表第一の区分	6(二)		
改修面積(m <sup>2</sup> )	650.19		
備考			
4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）			
工事種目	建物別及び屋外	工 事 種 別	
	体育館		
●電灯設備	一式		
○動力設備			
○電気自動車用充電設備			
○電熱設備			
○雷保護設備			
○受変電設備			
○電力貯蔵設備			
○発電設備			
●構内情報通信網設備	一式		
●構内交換設備	一式		
○情報表示設備			
○映像・音響設備			
●拡声設備	一式		
●誘導支援設備	一式		
○テレビ共同受信設備			
○監視カメラ設備			
○駐車場管制設備			
○防犯・入退室管理設備			
●火災報知設備	一式		
○中央監視制御設備			
●構内配電線路	一式		
●構内通信線路	一式		
○集中検針			
5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（ ）			
指定部分工期 年 月 日			
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日）			
（第1編1.1.2）、〔第1編1.1.2〕			
II 工事仕様			
1. 共通仕様			
（1）国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則 別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面17枚及び本特記仕様書3枚によるほか、●印の付いたものを適用する。			
●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)			
●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)			
●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という。)			
●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)			
●文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)			
●工事写真撮影要領(令和元年7月)			
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。			
なお、機械設備工事の特記仕様書は（ ）図、建築工事の特記仕様書は（ ）図による。			

2. 特記仕様 （1）本特記仕様書の表記																					
1）項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。																					
2）項目に記載の（第 編 . . . ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
3）項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
4）項目に記載の〈第 編 . . . 〉内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
項 目	特 記 事 項																				
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (V <sub>0</sub> = 3.4 m/s) 地表面粗度区分 ( ○ I ○ II ● III ○ IV ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ( 3.8 )																				
●電気保安技術者 (第1編1.3.2) 〔第1編1.3.2〕	この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table border="1"> <tr> <th>項 目 名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>3. 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> </table> 工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。	項 目 名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	3. 第1種電気工事士の資格を有する者	●	4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●	5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●	6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○
項 目 名	電気保安技術者																				
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																				
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																				
3. 第1種電気工事士の資格を有する者	●																				
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●																				
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●																				
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●																				
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																				
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○																				
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○																				
●施工条件 (第1編1.3.3) 〔第1編1.3.3〕	・学生・教職員等第三者の安全確保に十分留意すること。 ・作業時間(騒音を伴わない)は原則として午前8時より午後6時(やむをえない場合は午後8時)とし、作業員の通勤及び資材の搬入等は、通勤、通学時間帯(概ね午前7時30分から8時30分)を避けて計画すること。 ・騒音・振動作業は原則として土日祝日で行うこと。 ・敷地内は禁煙とする。																				
●発生材の処理等 (第1編1.3.9) 〔第1編1.9.1〕	発生材の処理は、下記による。 (1) 引渡しを要するもの 1) 品 名 _____ 2) 引渡し先 _____ 3) 集積場所 _____ 4) 集積方法 _____ (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品 名 _____ 2) 処理方法 _____ (3) 現場において再利用するもの 1) 品 名 <u>E1Aラック、光ケーブル</u> 2) 使用場所 <u>図示による</u> (4) 再生資源化するもの 1) 品 名 <u>金属類</u> (5) その他の発生材 1) 品 名 <u>塵埃光管</u> 2) 処理方法 <u>関係法令に従い適切に処理すること</u>																				

●環境への配慮 (第1編1.4.1) 〔第1編1.4.1〕	（1）本工事中において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。  （2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。  （3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
●機材の品質等 (第1編1.4.2) 〔第1編1.4.2〕	（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
●再使用機材 〔第1編1.4.3〕	再使用する機器は絶縁抵抗測定を行うこと。 再使用する機器の清掃において、ウエス等で落ちない汚れは中性洗剤等を使用すること。 取り外し後、再使用までの間は、機器類の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は監督職員と協議すること。

●機材の検査等 機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.4~5) 〔第1編1.4.4.5~6〕	監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。			
	機 材 名	検 査	試 験	摘 要
	照明器具	●		搬入時の外観検査
	分電盤	●		搬入時の外観検査
○施工調査 〔第1編1.5.1~3〕	事前調査 (○本工事 ○別途 )			
	調査項目 (○既存資料調査 ○ )			
	調査範囲 (○図示 ○ )			
	調査方法 (○図示 ○ )			
●施工の検査等 施工の検査に伴う試験施工の立会い等 (第1編1.5.3~5) 〔第1編1.6.4~6〕	下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会い及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。			
	施 工 部 分	検 査 立 会	試 験	摘 要
	照明器具		●	本工事範囲全ての部屋の照度測定
●撤去 〔第1編1.8.1~6〕	詳細調査を行ったうえで撤去工事を行うこと。図面と相違のある箇所は監督職員との協議を行うものとする。			
●完成時の提出図書 (第1編1.7.1~3) 〔第1編1.11.1~3〕	工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。			
	名 称	体 裁 等	部 数	
	完成図	製本 (A4版黒厚表紙金文字入り)	2部	
	完成図	仮製本 (A1版二つ折り)	2部	
	施工図	原図 (Oトシグベ-バー ●普通紙)	1部	
	※保守点検要領書		2部	
	※機器完成図		2部	
	※各種試験成績書		2部	
	※官公署等届出書類		2部	
	負荷設備台帳	指定書式あり (●電子媒体 ●紙媒体)	1部	
	設備台帳	指定書式あり (●電子媒体 ●紙媒体)	1部	
	工事写真帳	●電子媒体 ●紙媒体	1部	
	※印は完成図製本 (A4版黒厚表紙金文字入り) と一緒に製本してもよい			
	CADデータ: (●要 ○不要) ファイル形式: JWW及びPDF			
	本工事は次の書類について電子納品の対象とする。			
	●完成図 ●負荷設備台帳 ●設備台帳 ●工事写真			
	提出方法: CD又はDVDに保存し、2部提出すること。			
	貸与する設計図のCADデータの著作権者名: 国立大学法人佐賀大学			
	ファイル形式: JWW			
	貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。			
●足場その他 (第1編2.1.1) 〔第1編2.2.2〕	●別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場 (○種 ○種) ○外部足場 (○種 ○種)			
●発生残土の処理 (第1編2.2.1) 〔第1編2.3.1〕	●埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に散均しとする。 ○ _____			
●電源周波数	○ 50Hz ● 60Hz			

佐賀大学環境施設部	工事名称 佐賀大学（本庄町3）体育館改修その他電気設備工事	縮 尺 N S (A1) N S (A3)	図 番 特-01
	図面名称 特記仕様書（1）	日 付 R2. 6	